

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ザンビア	ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2018.12.19 東京で (同日)	日本側 側 嶋秀展在ザンビア大使 ア大使 ザンビア側 ヤーガレット・ムワナカタウエ財務大臣	2019.19 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。